

内閣参質一九七第六号

平成三十年十一月二日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮における人権に関する国連調査委員会最終報告書への対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出北朝鮮における人権に関する国連調査委員会最終報告書への対応等に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

平成二十六年二月に公表された北朝鮮における人権に関する国連調査委員会最終報告書の個々の記載内容について及びこれらを前提としたお尋ねについて、政府としてお答えする立場にないが、同報告書は、拉致問題を含む北朝鮮による人権侵害に対する国際社会の深刻な懸念を反映したものであると認識している。

五について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝国交正常化を実現していくというものである。

六について

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

